

◆利用上の注意と守っていただきたいこと◆

- 1 軽運動室・会議室では、入場料・参加費等の徴収はご遠慮ください。
- 2 販売行為・営利活動を目的とした利用はできません。
- 3 利用当日、利用許可証を提示してください。マーカー、利用日誌等をお渡しします。
(提示先：軽運動室・会議室は8階市民利用受付窓口へ ホールは4階ホール職員へ)
- 4 準備・片付けは利用時間に含まれます。利用時間（開始時間・終了時間）を守ってください。
- 5 定員は厳守してください。
- 6 軽運動室・会議室では、障害児者通行のため、また緊急時の避難経路確保のため、廊下に机を出して受付をする事はご遠慮ください。
- 7 水分補給以外の飲食・飲酒・喫煙を禁じます（館内はすべて禁煙です）。
※会議室利用の際の午前と午後・午後と夜間等の連続した時間帯を通しての利用に限り、食事を認めます。
※ホール利用の際の水分補給については、ロビーでお願いします。
- 8 軽運動室・会議室では、周りの部屋に音が達するような利用は避けてください。
- 9 利用終了後は、清掃と点検を行い、利用日誌・アンケートに必要事項を記入のうえ、すべてお返しください。
(返却先：軽運動室・会議室は8階市民利用受付窓口へ ホールは4階ホール職員へ)
(清掃用具：軽運動室は室内に配備 会議室は湯沸し室に配備)
- 10 利用をキャンセルする場合は、市民利用受付窓口 (TEL:045-201-2060/FAX: 045-201-6116)
までご連絡ください。一旦納入された利用料金は、キャンセル時に返還はできません。
- 11 室内の備品などを破損した場合は、直ちに8階市民利用受付窓口にお知らせください。弁償していただく場合があります。
- 12 ゴミ類は各団体で責任を持ってお持ち帰りください。
- 13 職員の指示には、必ず従ってください。
- 14 利用申請書記載事項に虚偽が認められたとき、また社会福祉センター管理上支障があると認められたときは、利用許可を取り消すことがあります。
- 15 火気の使用または臭気、騒音を発生される利用、他団体への迷惑行為は禁止しております。
- 16 申請内容において、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」にいう差別的言動が行われるおそれがあると判断されるときは、許可の取り消しを行うことがあります。横浜市は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に基づく、本邦外出身者に対する不当な差別的言動（いわゆるヘイトスピーチ）の解消、その他不当な人権侵害の撲滅に取り組んでいます。横浜市社会福祉センターの利用にあたりましても、ご理解とご協力をお願いします。

会議室

- ① 入口横に行事名・利用団体名を表示してください。
- ② 会議室間での椅子・机・備品の移動はできません。
- ③ 室内では、歌う行為・楽器演奏・運動等はできません。

ホール

- ① 物品の販売をする場合は、届出書をご提出ください。
- ② 広域・公的な募金を実施する場合は、実施届出書・実施報告書をご提出ください。
利用団体の運営費を目的とした募金活動は実施できません。
- ③ 演劇・音楽活動（歌う行為・楽器演奏等）・大きな音の出る利用は、土日祝日のみとなります。
平日のご利用はできません。
- ④ 利用日の1か月前までに、事前打合わせが必要です。
- ⑤ 一旦納入された利用料金は、利用半年前を過ぎると返還できません。
- ⑥ 車は2台まで駐車できます。別途、申込書に記入し予約してください。

●上記事項を守り、責任を持って利用します。

守れない事がありましたら、今後のご利用をお断りする場合があります。